


◀ 新しいまちづくり推進会議の概要 ▶

訓子府町では、平成31年3月に「訓子府町まちづくり推進会議条例」を制定し、新しいかたちでのまちづくり推進会議をスタートしますが、その概要は次のとおりです。

設置目的	<p>○町民が主体的にまちづくりに参加できるよう、町民の意見をまちづくりに反映させることを目的とします。</p>
組 織	<p>○委員数24名以内</p> <p>○公共的団体に所属する方、有識者、公募による方から選出 ※任期は2年、年齢や性別等に偏りがないよう配慮</p> <p>○委員の互選により会長及び副会長を選出</p> <p>○全体での協議のほか、必要な場合は専門部会（3部会を想定）を設置して協議することができます。</p>
開催方法	<p>○原則年3回開催するほか、随時開催することができます。</p> <p>○会長が議長を担当します。</p> <p>○企画財政課が事務局を担当します。</p> <p>○会議は原則公開とします。</p> 
協議事項	<p>1. 会議は、町長の求めに応じ、次の事項について協議し、その結果について町長に意見を述べるすることができます。</p> <p>（1）町民参加手続を行う町の仕事（①計画の策定など、②条例の制定など、③公共施設の設置など、④その他町民の関心が高いことなど）のうち、町長が特に協議が必要と判断するもの ※想定される町の仕事の例～総合計画の策定、自治基本条例の制定、広く一般町民が使用する会館の建設など</p> <p>（2）町民参加手続を経ない町民からの提案、要望等のうち、町長が特に協議が必要と判断するもの ※担当部署で対応が可能なものなどは除外</p> <p>（3）その他町長が特に協議が必要と判断するもの</p> <p>2. 会議は、上記1の事項のほか、自らが協議が必要と判断する事項について協議し、その結果について町長に意見を述べるすることができます。</p>